

第74回 税理士試験
〔消費税法〕
解答速報

第 7 4 回 税 理 士 試 験 消 費 税 法

Z-74-F [第一問] 解 答

問 1 - 35点 -

(1) 課税資産の譲渡等の意義及び適格請求書を交付しなければならない場合について

① 課税資産の譲渡等の意義 (法 2 ①九) [3]

資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

② 適格請求書の交付義務 (法57の4 ①) [5]

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（消費税が免除されるもの及び特定資産の譲渡等を除く。以下問 1 において同じ。）を行った場合（みなし譲渡、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例その他の場合を除く。）において、その課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）から適格請求書の交付を求められたときは、その課税資産の譲渡等に係る適格請求書を交付しなければならない。

ただし、その事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として一定のものを行う場合は、この限りでない。

(2) 各取引に関する消費税の課税関係及び適格請求書の交付の要否について

イの取引について [8]

① 課税関係

A社が外国法人B社に対して行った意匠権の通常実施権の許諾は、資産の貸付けであり、当該意匠権の登録機関の所在地が国内であるため、国内取引に該当し、課税の対象となる。

また、課税事業者であるA社が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等（無形固定資産の貸付けで非居住者に対するもの）に該当するものとなるため、免税取引となる。

② 交付の要否

A社が行った当該取引は、国内において行った課税資産の譲渡等（消費税が免除されるものを除く。）ではないため、適格請求書の交付は要しない。

ロの取引について [8]

① 課税関係

A社が外国法人C社に対して行ったインターネット上のホームページにおける広告の掲載は、電気通信利用役務の提供に該当し、当該役務の提供を受ける外国法人C社の住所等が国外であるため、国外取引に該当し、課税の対象とならない。したがって、消費税の課税関係は生じない。

※ 電気通信利用役務の提供とは、資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介するものを除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われるもの以外のものをいう。

② 適格請求書の交付の要否

A社が行った当該取引は、国内において行った課税資産の譲渡等（消費税が免除されるものを除く。）ではないため、適格請求書の交付は要しない。

(3) 媒介者交付特例について

① 適用要件及び内容 (令70の12①) [4]

事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、媒介者等（適格請求書発行事業者に限る。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合において、媒介者等が課税資産の譲渡等の時までにその事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、媒介者等は、課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し、その事業者の氏名又は名称及び登録番号に代えて、媒介者等の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書等又は電磁的記録をその事業者に代わって交付等することができる。

この場合において、媒介者等は、その適格請求書等の写し等を保存しなければならない。

② 媒介者交付特例を適用した場合にA社及びD社が法令上行うべき事項について

イ A社が法令上行うべき事項は以下のとおりである。 3

① A社は、D社がA社から委託された課税資産の譲渡等を行う時まで、A社が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を、通知する。

② A社の課税資産の譲渡等について、D社がA社に代わって適格請求書を交付していることから、A社においても、D社から交付された適格請求書の写しを保存する。

③ A社が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかにD社に通知する。

ロ D社が法令上行うべき事項は以下のとおりである。 4

① D社が適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合には、適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、適格請求書発行事業者の登録を受ける。

② D社が交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。

③ D社が交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかにA社に交付又は提供する。

④ 適格請求書等の記載事項に誤りがあった場合には、D社は修正した適格請求書等を交付等しなければならない。

問2 -15点-

消費税に関する(1)~(3)の内容の正誤とその正誤についての理由

(1) (選択欄) 正 ・ 誤 1 (選択欄が間違っていた場合は理由も含めて0点、以下同じ。)

(理由) 4

基準期間における課税売上高は、基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額として一定の方法により計算した金額をいい、これには、輸出免税等の規定により消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額が含まれる。

他方、法第31条第1項は、非課税資産の譲渡等のうち輸出取引等に該当するものを、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして仕入れに係る消費税額の控除の規定を適用すると規定し、課税売上割合の計算上、当該対価の額を課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含めている。

つまり、当該規定はあくまでも仕入れに係る消費税額の控除の規定に係るものであり、その非課税資産の輸出等に係る対価の額は基準期間における課税売上高には含まれない。

(2) (選択欄) 正 ・ 誤 1

(理由) 4

免税事業者であった課税期間において行った課税仕入れについて、課税事業者となった課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その返還等については法第32条の規定の適用はない。

ただし、免税事業者が課税事業者になった場合には、棚卸資産の調整の規定により、課税事業者となった課税期間の初日の前日において、免税事業者であった期間中に国内において行った課税仕入れに係る棚卸資産を有しているときは、その棚卸資産に係る消費税額をその課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなすこととなることから、その時点で仕入れに係る消費税額の控除の規定の適用を受けることとなる。

よって、免税事業者であった課税期間において行った課税仕入れに係る返還等については、原則的には法第32条の規定が適用されないが、上記の棚卸資産の調整の適用を受けた場合の課税仕入れに係る返還等については、法第32条の規定が適用される。

(3) (選択欄) 正 ・ 誤 1

(理由) 4

還付金は確定申告により生じたものを還付することとなっており、中間申告書の提出による還付の規定はない。

よって、仮決算による中間申告書を提出する場合において、控除不足額が生じたとしても、還付を受けることはできない。

Z-74-F [第二問] 解 答

問 1 - 30点 -

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程			(単位: 円)
新品ブランド品 古物ブランド品 割賦売上 割賦手数料 自動販売機手数料			
$92,460,440 + 110,510,180 + (2,660,080 - 47,440) \times 1 + 56,870 \times 1 = 205,640,130$			
$205,640,130 \times \frac{100}{110} = 186,945,572 \rightarrow 186,945,000$ (千円未満切捨)		金 額	186,945,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程			(単位: 円)
$186,945,000 \times 7.8\% = 14,581,710$			
		金 額	14,581,710円

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程			(単位: 円)
(1) 課 税 標準			
① 186,945,572			
売上値引 売上割引			
② $1,406,460 + 233,480 = 1,639,940$			
$1,639,940 \times \frac{100}{110} = 1,490,854$			
③ ① - ② = 185,454,718			
(2) 非課税			
金券 割賦手数料 受取利息 社宅家賃			
$20,189,400 \times 1 + 47,440 + 4,128 + 237,600 \times 1 = 20,478,568$			
外債利子			
$(1) + 3,471 \times 1 = \frac{185,458,189}{205,933,286} = 0.9005 \cdots < 95\%$			
		課税売上割合	$\frac{185,458,189}{205,933,286}$

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程 (単位: 円)		
(1) 課税期間における課税売上高 185,454,718 ≤ 500,000,000		
(2) 課税売上割合 $\frac{185,458,189}{205,933,286} = 0.9005 \cdots < 95\%$ ∴ 按分必要		
	判定結果	☐ 全額控除 ☒ 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すること 個別対応方式又は一括比例配分方式に ☒ を付している1

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)の適用の有無の判定】

計 算 過 程 (単位: 円)		
(1) 基準期間なし1		
(2) 特定期間 前事業年度の課税資産の譲渡等の対価の額9,557,500円、給与等の金額3,200,000円であるため、明らかに1,000万円以下である		
(3) 新設法人 期首資本金 8,000,000 < 10,000,000		
(4) 特定新規設立法人		
① 特定要件	} 1	
乙社 $\frac{6,000,000}{8,000,000} = 75\% > 50\%$ ∴ 満たす		
② 他の者と特殊な関係にある法人		
丁社100% ∴ 該当する		
R. 03. 10~R. 4. 9 R04. 10~R05. 2		
③ 丁社 584,638,000 + 147,241,500 = 731,879,500		
$731,879,500 \times \frac{12}{17} = 516,620,823 > 500,000,000$ ∴ 納税義務の免除の特例の適用あり1		
	判定結果	適用の有無の判定 ☐ 有 ☒ 無 いずれかに✓を付すること 適用の有無の判定の無に ☒ を付している1

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 課税仕入れ等の区分			
① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの			
イ 課税仕入れ			
(イ) 7.8%			
新品ブランド品 適格以外	古物ブランド品	ブランド品DM	ブランド品広告 出張販売手数料 適格以外
(70,856,500－6,737,830 ¹) + 73,437,760 ¹ + 381,480 + 595,760 + (842,600 －205,700)			
オーディオ用品 真贋鑑定研修			
+ 1,186,900 + 746,020 ¹ = 141,103,490			
141,103,490 × $\frac{7.8}{110}$ = 10,005,520			
(ロ) 6.24%			
売上先飲食料品			
85,000 × $\frac{6.24}{108}$ = 4,911 ¹			
(ハ) (イ) + (ロ) = 10,010,431			
ロ 80%控除対象			
新品ブランド品・適格以外 出張販売手数料・適格以外			
6,737,830 + 205,700 = 6,943,530			
6,943,530 × $\frac{7.8}{110}$ × 80% = 393,887 ¹			
ハ 仕入返還等			
ブランド品 適格以外			
508,200－80,850 = 427,350			
427,350 × $\frac{7.8}{110}$ = 30,303 ¹			
ニ 80%控除対象仕入返還等			
ブランド品・適格以外			
80,850 × $\frac{7.8}{110}$ × 80% = 4,586 ¹			
② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの			
金券検索広告 金券売上先ワイン			
685,300 + 39,600 = 724,900 ¹			
724,900 × $\frac{7.8}{110}$ = 51,402			
③ 共通して要するもの			
イ 課税仕入れ			
(イ) 7.8%			
通勤手当	人間ドック	予防接種 甲社HP	接待交際費 飲食料品 金券売上先ワイン 店舗修理 適格以外
1,327,480 + 108,350 ¹ + 15,400 + 643,060 + (2,475,640－85,000－39,600) ¹ + (841,060－217,800)			
POSシステム	店舗地代家賃	税理士報酬 社労士報酬 その他	適格以外
+ 121,440 + 4,804,800 ¹ + 990,000 + 396,000 + (6,540,930－1,208,950) = 16,712,810			
16,712,810 × $\frac{7.8}{110}$ = 1,185,090			
(ロ) 6.24%			
飲食料品寄付 会議用飲食料品			
714,960 ¹ + 47,520 = 762,480			
762,480 × $\frac{6.24}{108}$ = 44,054 ¹			
(ハ) (イ) + (ロ) = 1,229,144			
ロ 80%控除対象			
店舗修理・適格以外 その他・適格以外			
217,800 + 1,208,950 = 1,426,750			
1,426,750 × $\frac{7.8}{110}$ × 80% = 80,935 ¹			

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程			(単位: 円)
④ 合 計			
イ 課税仕入れ			
(イ) 7.8%			
$141,103,490 + 724,900 + 16,712,810 = 158,541,200$			
$158,541,200 \times \frac{7.8}{110} = 11,242,012$			
(ロ) 6.24%			
$85,000 + 762,480 = 847,480$			
$847,480 \times \frac{6.24}{108} = 48,965$			
(ハ) (イ) + (ロ) = 11,290,977			
ロ 80%控除対象			
7.8%			
$6,943,530 + 1,426,750 = 8,370,280$			
$8,370,280 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 474,822$			
ハ 仕入返還等			
30,303			
ニ 80%控除対象仕入返還等			
4,586			
(2) 個別対応方式			
課税仕入れ 80%控除 仕入返還 80%仕入返還 課税仕入れ 80%控除			
$(10,010,431 + 393,887 - 30,303 - 4,586) + (1,229,144 + 80,935) \times \frac{185,458,189}{205,933,286} = 11,549,252$			
(3) 一括比例配分方式(計算パターンに1)			
課税仕入れ 80%控除 仕入返還 80%仕入返還			
$(11,290,977 + 474,822) \times \frac{185,458,189}{205,933,286} - (30,303 + 4,586) \times \frac{185,458,189}{205,933,286} = 10,564,554$			
(4) 判 定			
(2) > (3) ∴ 11,549,252			
	金 額	11,549,252円	

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程			(単位: 円)
売上値引 売上割引			
$1,406,460 + 233,480 = 1,639,940$			
$1,639,940 \times \frac{7.8}{110} = 116,286$			
	金 額	1 116,286円	

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程			(単位: 円)
貸付金に係る貸倒れのため、処理なし			
	金 額	1 0円	

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額の計算】

計 算 過 程			(単位：円)
課税標準	仕・税	売・返	
14,581,710－(11,549,252＋116,286)＝2,916,172 → 2,916,100(百円未満切捨)			
			金額
			2,916,100円

Ⅳ 中間納付税額の計算

計 算 過 程			(単位：円)
〔一月中間申告の要否の判定〕 $\frac{472,000}{10} = 47,200 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし} \quad \boxed{1}$			
〔三月中間申告の要否の判定〕 $\frac{472,000}{10} \times 3 = 141,600 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$			
〔六月中間申告の要否の判定〕 $\frac{472,000}{10} \times 6 = 283,200 > 240,000 \quad \therefore \text{適用あり}$			
〔中間納付税額〕 283,200(百円未満切捨)			
			金額
			$\boxed{1}$ 283,200円

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額の計算】

計 算 過 程			(単位：円)
差引税額	中間納付税額		
2,916,100－283,200＝2,632,900			
			金額
			$\boxed{1}$ 2,632,900円

< T A C > 税24 この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

問2 -20点-

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程			(単位: 円)
(1) 7.8% ショッピングバッグ 配送料金 $211,098 + 20,365 \times 1 = 231,463$ $231,463 \times \frac{100}{110} = 210,420 \rightarrow 210,000$ (千円未満切捨)			
(2) 6.24% 飲食料品 店舗以外飲食料品 家事消費 $24,823,739 + 1,767,538 \times 1 + 27,000 \times (\text{判定含む。}) \times 1 = 26,618,277$ $26,618,277 \times \frac{100}{108} = 24,646,552 \rightarrow 24,646,000$ (千円未満切捨) ※ $54,000 \times 50\% = 27,000 > 24,678 \therefore 27,000$			
(3) (1) + (2) = 24,856,000	金 額	24,856,000円	

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 7.8% 210,000×7.8%=16,380			
(2) 6.24% 24,646,000×6.24%=1,537,910	金 額	1,554,290円	
(3) (1) + (2) = 1,554,290			

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程			(単位: 円)
(1) 課 税 標準 軽減 ① $210,420 + 24,646,552 = 24,856,972$ 振込手数料 ② $23,760 \times \frac{100}{108} = 22,000$ ③ ① - ② = 24,834,972			
(2) 非課税 賃貸料 更新料 利息 預金利息 $960,000 + 75,000 + 24,373 + 166 = 1,059,539 \times 1$			
(3) $\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{24,834,972}{25,894,511} = 0.9590 \cdots \geq 95\%$			
課税売上割合			24,834,972 円
			25,894,511 円

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程 (単位：円)		
(1) 課税期間における課税売上高 24,834,972 ≤ 500,000,000		
(2) 課税売上割合 $\frac{24,834,972}{25,894,511} = 0.9590 \cdots \geq 95\%$ ∴ 全額控除		
	判定結果	☒ 全額控除 ☐ 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)の適用の有無の判定】

計 算 過 程 (単位：円)		
(1) 基準期間 $\frac{2,552,186 + 18,360}{2} = 2,570,546 \leq 10,000,000$ ☒ 1		
(2) 特定期間 $9,574,704 + 82,630 = 9,657,334 \leq 10,000,000$		
(3) 適格請求書発行事業者である。		
	判定結果	適用の有無の判定 ☒ 有 ☐ 無 いずれかに✓を付すこと

【仕入れに係る消費税額】

計	算	過	程	(単位：円)
(1) 課税仕入れ等の区分				
① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの				
イ 課税仕入れ				
(イ) 7.8%				
パッパ	荷造運賃	店舗光熱費	ギョウバツシツ	タウン誌 観葉植物 容器 店舗通勤手当 店舗家賃
114,781	67,606	267,263	3,800	+132,000+16,500+2,138,878+42,000 ¹ +1,584,000
リース料	振込手数料	雑費	リキール	洋菓子通勤手当 健康診断費用 電力料 水道光熱費 修繕費
+554,400 ¹	+27,720	+28,000	+283,000 ¹	+24,000 +11,000 +815,241+344,132+77,000
試験研究費	焼菓子	冷凍庫		
				+ (67,142-30,500) +2,605,000 ¹ =9,172,963
(ロ) 6.24%				
コーヒー等	飲食品	適格以外	夜間残業	焼菓子
254,114	+	(8,548,371※-548,154) ¹	+28,454 ¹	+30,500 ¹ =8,313,285
※ 少額特例の判定				
① 基準期間 2,570,546 ≤ 100,000,000				
② 特定期間 9,657,334 ≤ 50,000,000 ∴ 適用あり ①②のいずれかの判定で ¹				
ロ 80%控除対象				
6.24%				
果物・適格以外				
548,154 ¹				
ハ 仕入返還等				
仕入返品				
34,152 ¹				
② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの				
通信費 その他経費				
79,680+41,250=120,930				
③ 共通して要するもの				
事務所光熱費	旅費交通費	ギョウバツシツ	通信費	人材募集費用 接待交際費 観葉植物 消耗品 容器
91,763	+	(69,570 -3,800)	+122,081	+26,400 + (119,173-16,500) + (2,381,310-2,138,878)
福利厚生費	労働保険	支払手数料	振手・飲食品	振込手数料 クレジット手数料 雑費
+ (96,868-61,148)	+	(451,344-23,760	-27,720	-316,654 ¹) +362,001=1,132,050

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程 (単位: 円)		
④ 合 計		
イ 課税仕入れ		
(イ) 7.8%		
$9,172,963 + 120,930 + 1,132,050 = 10,425,943$		
$10,425,943 \times \frac{7.8}{110} = 739,294$		
(ロ) 6.24%		
$8,313,285 \times \frac{6.24}{108} = 480,323$		
(ハ) (イ) + (ロ) = 1,219,617		
ロ 80%控除対象		
6.24%		
$548,154 \times \frac{6.24}{108} \times 80\% = 25,336$		
ハ 仕入返還等		
$34,152 \times \frac{7.8}{110} = 2,421$		
(2) 仕入れに係る消費税額		
$1,219,617 + 25,336 - 2,421 = 1,242,532$		
(3) 2割特例		
① 基礎税額		
課税消 売・返		
$1,554,290 - 1,372 = 1,552,918$ 1		
② 特別控除税額		
$1,552,918 \times 80\% = 1,242,334$ 1		
(4) 判 定		
(2) > (3) ∴ 1,242,532		金額 1,242,532円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程 (単位: 円)		
振込手数料・飲食料品		
$23,760 \times \frac{6.24}{108} = 1,372$		
		金額 1 1,372円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額の計算】

計 算 過 程 (単位：円)		
課 標 消 仕・税 売・返 $1,554,290 - (1,242,532 + 1,372) = 310,386 \rightarrow 310,300$ (百円未満切捨)		
	金 額	310,300円

Ⅳ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
310,300		
	金 額	1 310,300円

●合否のポイント

今回の本試験も、〔第一問〕及び〔第二問〕ともに2題形式での出題であり、前回に引き続き各問ごとに配点が付されていた。

理論は、初めて適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する出題がなされた。

計算は問1と問2ともに原則課税又は2割特例の選択問題であり、両方とも納付税額まで算出する問題であったことから、例年どおり解答ボリュームは多かったと思われるため時間内の解答は厳しいと考えられる。

また、取引分類及び課税仕入れ等の区分に悩む箇所もあったが、平易な箇所も比較的多くあり、こういった基礎論点でしっかり得点することが重要であろう。

いずれにしろ〔第一問〕及び〔第二問〕とも時間配分に留意し偏りのない解答を行えたかどうか合否のポイントといえよう。

●合格ライン

〔第一問〕（理論）

問1 媒介者交付特例について解答することが困難であったが、その他解答できる箇所ですらしっかりと得点して欲しい。
合格確実ラインは24点前後、ボーダーラインは20点前後、であると思われる。

問2 正誤を問う問題であった。平易なオーソドックスな事例問題であったことから、先ず「正・誤」の結論を合わせることが、前提となる。しかし、解答の展開は難しいため、模範解答のようにならなくてもある程度解答出来ていれば加点を考えても良いであろう。

合格確実ラインは13点前後、ボーダーラインは10点前後、であると思われる。

〔第一問〕としては、

合格確実ラインは37点前後、ボーダーラインは30点前後、であると思われる。

〔第二問〕（計算）

「法人の原則課税」「個人事業者の原則課税」の総合問題が2題出題された。

問1と問2いずれに時間をかけるべきか、例年どおり時間配分に苦慮したと思われる。

問1又は問2の一方に偏り過ぎず、満遍なく解答時間を配分することが重要なポイントとなる。

問1 特定新規設立法人の論点が2割特例の適用の有無の判定に必要な資料であり、これに気づけたかどうかは難易度が高いため、特定新規設立法人の判定は得点できていなくても問題は無いであろう。

合格確実ラインは23点前後、ボーダーラインは18点前後、であると思われる。

問2 初めての2割特例の判定及び計算であり、さらに全額控除が按分必要かの判断に慎重さを要したと思われる。

合格確実ラインは17点前後、ボーダーラインは15点前後、であると思われる。

〔第二問〕としては、

合格確実ラインは40点前後、ボーダーラインは35点前後、であると思われる。

理論及び計算の解答バランスを考慮すると全体では、合格確実ラインは77点前後、ボーダーラインは65点前後になると思われます。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
65 点以上	—	次の科目に進みましょう。
60 点～64 点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
51 点～59 点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
50 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに試験傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00	8/17 (土) 10:00～11:00	8/22 (木) 19:30～20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30	8/25 (日) 10:00～11:00	8/19 (月) 19:30～20:30
		
信澤 奈津美 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

① 本試験後の
「受験プランニング」

② 第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

